

小児科外来を受診希望 の患者様へ

当院の小児科受診につきましては、令和4年度の診療報酬改定に伴い、厚生労働省の法令により、医療機関の機能分化の推進を図る目的で200床以上の地域医療支援病院は紹介状をお持ちにならず初診で受診される場合(※救急搬送等のやむを得ない場合を除く)、健康保険の診察料とは別に初診時選定療養費(自費)の負担が義務付けられました。

そのため、紹介状をお持ちでない小児科受診患者の皆様に対しまして、令和4年10月1日より初診時選定療養費7,700円(税込)をご負担いただくこととなりますので、ご注意ください。

※子ども医療証、ひとり親家庭医療証があっても、ご負担いただくこととなりますので、ご注意ください。

なお、以下の患者の皆様は初診時選定療養費の負担はありません。

- ・他の医療機関からの紹介状(診療情報提供書)をお持ちの方
- ・救急車により救急搬送された方
- ・外来診察から継続して入院した方
- ・公費負担医療受給者証をお持ちの方(小児慢性特定疾病、生活保護等)

当院は急性期医療を担う病院として、手術、検査等の治療が必要な患者を中心に診療をしており、地域の医療機関との役割分担を推進しておりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

2022年7月

八尾市立病院 病院長